

仕様書

京都市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の有する情報通信設備に対し、有線電気通信法の規定による保守に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（保守の目的・対象）

1. 乙は甲の所有する情報通信設備の正常な動作を維持する。
2. 保守業務の対象及び項目は別紙に定める。

第2条（保守の内容）

乙は保守担当者を定め、関係諸法令・規則に従い、有線電気通信法の技術基準の励行の義務を負うとともに点検を施行し、障害管理を行い、甲より障害発生の通知を受けたときは、遅滞なく技術者を派遣し、障害の修理を行うものとする。

第3条（保守料金）

保守料金は下記によるものとする。

1. 定期巡回に要する労務費、管理費、交通費とする。
2. 定期巡回の回数は別紙に定める。
3. 故障時の技術者派遣に要する労務費、管理費、交通費とする。
4. 本保守業務の対価は、別紙に定めるとおりとする。

第4条（保守料金の支払）

保守料金について、甲は、別紙に定める保守料金を乙からの請求書に基づき支払うものとする。

第5条（保守料金の変更）

経済上の諸条件に変動が生じた場合、甲・乙が協議して、保守料金を変更できるものとする。

第6条（除外作業）

次の各号に定める事項は、本保守の内容に含まないものとし、当該事項について、作業の必要が生じた場合は、その実施時期、料金を別途協議の上、決定する。

1. 増設、移転、改造、撤去、取替、ソフト変更、配線改修等の工事。
2. バッテリー等の消耗品の交換。
3. 本体装置及び端末装置のオーバーホール。

4. 天災地変その他甲乙双方の責に帰すことのできない原因により生じた故障の修理。
5. 乙以外のものが行った修理、分解、改造または加工により生じた故障の修理。
6. 甲の不適当な使用または取扱いその他甲の責に帰すべき原因により本設備に生じた故障の修理。

第 7 条 (契約期間)

本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間とする。

第 8 条 (老朽化装置と取扱い)

1. 装置が老朽化し、正常な運転の維持が本件修理によって不可能であると乙が判断した場合、甲乙間で別途協議の上、当該装置の以後の取扱いを決定するもととする。
 2. 製造が中止された装置については、製造中止から6年間は、本件修理の対象とすることができるものとする。「メーカー保守対応期間」(注1)
- なお、当該期間経過後は、本契約の有効期間にかかわらず本件修理の対象外とする。

(注1) 「メーカー保守対応期間」とは、メーカーが製品の修理等の保守を中止する日を言い、基本的には「新規販売中止又は製造打ち切り後、増設対応で5年、保守・修理対応で6年」となっている。

第 9 条 (契約の解除)

甲は1カ月前までに書面で乙に通知することにより、本契約を解除することができる。ただし、甲は、乙が契約解除月まで行った保守業務に対する保守料金は支払わなければならない。

第 10 条 (変更契約による別紙の更新)

保守業務の対象の変更、新たに納入設置された機器の追加、保守料金の変更などを行うときは、甲・乙が変更契約を締結し、別紙内容の変更を行うものとする。

第 11 条 (機密の保持)

乙は本契約に基づく保守、修理の業務を履行することにより知り得た甲の業務に関する事項を、第三者にもらしてはいけない。万一、このことにより甲が損害を被った場合は、乙は賠償の責を負わなければならない。

第 12 条 (不記載事項)

本契約について生じた疑義、変更及び本契約に定めのない事項は、甲・乙が協議の上、決定する。

別 紙

・保守業務名

定期保守業務

・保守業務設備

NEC Aspire UX オフィスミニケーションゲートウェイ 一式

・設置場所

京都市伏見区深草大龜谷岩山町48-1

京都市桃陽病院

・保守対応期間

24時間、365日対応

・障害対応

メジャー障害（システムダウン等、基本操作が著しく低下した場合）…即時対応

その他…当日、翌日、指定日対応

・点検周知

2ヶ月に1回を基本とし、甲乙別途協議の上調整する。

・保守料金

年額 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

なお、法定耐用年数（6年）が経過した保守契約機器の保守料金については、甲乙協議の上、料金を決定するものとする。

（消費税率に変動があった場合、その時点から変動率に準じた額とする。）

・支払方法

第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	第5回目	第6回目
円	円	円	円	円	円